3

昭和 8年 12月 1日立案　昭和 8年 12月 23日施行　起案者

所長 [illegible]　所員 [illegible]

報告第一八三號

[illegible]年 月 日

所長 名

農村課長 宛

小作爭議發生月報追加

昭和八年十一月分小作爭議發生月報別紙通り追加報告申上候

財團法人 協調會商店出張所